

交渉（全労働岐阜支部）議事概要

岐阜労働局長（当局）は、平成26年7月24日（木）、全労働岐阜支部執行委員長（全労働岐阜支部）と交渉を行った。この交渉の概要は下記のとおりである。

記

「全労働岐阜支部」

1 「給与制度の総合的見直し」について

「給与制度の総合的見直し」について、職務に見合った公正な賃金水準の確保を基本とし、引き下げを前提とした検討を行わないこと。

地方職員の給与水準の引き下げ、高齢層職員の給与引き下げを行わないこと。

2 民間開放・地方分権について

職業安定行政は、国が責任をもって直接実施すること。

3 労働行政体制の拡充について

行政運営に必要な定員を十全に確保すること。

4 新人事制度について

労働行政の全ての分野における専門性・総合性の維持・向上を図るため、労働基準監督官の専管事項の拡大を抜本的に見直すこと。

5 労働時間・休暇制度の改善について

超過勤務を大幅に縮減するための方策を講じるとともに、年次有給休暇を取得するための環境整備を図ること。

6 非常勤職員の労働条件改善について

職務内容、職務経験等に応じた賃金の引き上げを行うとともに、定員数の確保を十全に図ること。

「当局」

1 「給与制度について

職員の給与については、公務の特殊性や職員の生活実態等を十分に考慮し、

職員が安心して職務に精励できる水準であることが重要であると認識しており、本省や関係部局に対して働きかけていく。

2 民間開放・地方分権について

労働行政は、労働基準・職業安定・雇用均等行政が相互に連携のもと、国の責任において業務を担うべきであると認識している。

3 労働行政体制の拡充について

労働基準、職業安定、雇用均等いずれの行政においても複雑困難な事案が増加する等行政需要は増大する一方であり、国民の期待に応えるべく労働行政の展開を図るためには、人員体制の確保が不可欠である。

しかしながら、現下の定員事情は極めて厳しい状況であると認識しており、本省に対して働きかけていく。

4 新人事制度について

労働行政の全ての分野で専門性の確保と人材の育成は重要な問題と認識しており、現場の意見や実情を把握しながら必要な事項を本省に要請していく。

5 労働時間・休暇制度の改善について

各職場において一層の事務簡素化と効率的な業務運営に努め、超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進に努めていく。

6 非常勤職員の労働条件改善について

行政運営に当たっては、相談員等の非常勤職員による業務対応が不可欠となっており、引き続き職務に見合った給与水準の確保と制度の改善について、本省に働きかけていく。